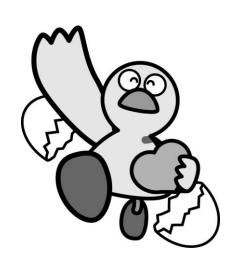
# 第 2 章

# 学校健康教育の推進方策

- I 学校保健の充実
- Ⅱ 学校安全の推進
- Ⅲ 学校における食育の推進
- Ⅳ 学習指導計画作成上の留意点
  - ○学習指導計画立案の例
  - 〇実践事例1 〈保健学習〉

吉見町立東第二小学校

〇実践事例2 <食に関する指導> 蓮田市立黒浜小学校



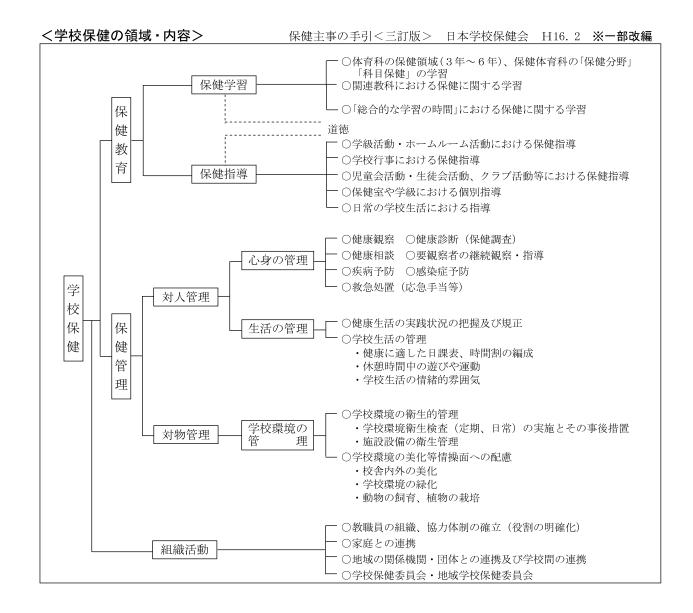
# I 学校保健の充実

学校保健とは、学校において、児童生徒の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど、学校における保健教育と保健管理のことである。

多様化・深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が 充実していることが基本になることから、すべての教職員が共通の認識(基本的な知識と理解) を持ち、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保 健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

なお、学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画である。 毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであり、 ①児童生徒及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒に対する指導に関する事項を必 ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。

また、学校における健康に係る取組は、家庭・地域との連携が強く求められるものであり、 さらに地域にある各学校の学校保健委員会が連携して、地域の子供たちの健康課題の協議等を 行うための地域学校保健委員会の設置の促進が必要である。



# 1 保健教育の充実

「心の健康」「喫煙、飲酒、薬物乱用」「性に関する問題」「歯・口の健康づくり」「望ましい生活習慣」など、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質・能力と態度を育てることをねらいとしている。指導にあたっては、児童生徒の発達の段階を考慮して指導計画に基づき共通理解して取り組むことが大切である。

保健教育は「保健学習」と「保健指導」に大別される。

保健学習	教科の体育・保健体育等において学習指導要領に示された学習内容を学習する。知識の習得を重視した上で、習得した知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成することをねらいとしている。	
保健指導	日常の保健課題を取り上げ、実践的な能力や態度を育成することをねらいとする。特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を中心に教育活動全体を通じて行われるもので、身近な生活における具体的な健康問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指している。	

保健学習における思考力・判断力等を育成するために、「知識を活用する学習活動」では事例を用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習・実験等多様な指導法の工夫を行うよう示されている。

また、保健学習や保健指導をより一層充実するためには、学級担任や教科担任等が連携し 養護教諭や学校医等の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することが効果的で ある。

「『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」「『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」(平成25年3月 平成26年3月 文部科学省) 「新学習指導要領に基づくこれからの小学校・中学校保健学習」(平成21年3月 日本学校保健会)

「思考力の育成を重視したこれからの高等学校保健学習」(平成21年6月 日本学校保健会)

「知識を活用した保健学習ー性に関する指導編ー、-感染症編ー」(平成23年2月 平成24年2月 埼玉県教育委員会)

「保健学習の指導と評価の工夫」(小学校・中学校・高等学校)(平成27年2月 日本学校保健会)

「新・なるほど保健学習」(平成27年3月 埼玉県教育委員会)

# (1) 心の健康

## く現状と課題>

社会環境の変化は、児童生徒の健康に大きなストレスとなり、人間関係つくりがうまくできず、不登校やひきこもりなどの心の健康に関する問題が深刻化している。

特にインターネットなどの急速な普及により、児童生徒がパソコンやスマートフォンを自在に扱い、友人とのコミュニケーションの場として利用しているが、相手の表情や感情を読み取ることの出来ない実態感のないコミュニケーションであると指摘されている。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、従来の社会性を育成し自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加え、IT社会への対応などについても十分な配慮が必要である。

なお、「IT機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について」(平成19年6月 埼玉県学校保健会)では、中学生、高校生はテレビゲームと「気分の調節障害」「攻撃衝動」「規範意識」について、インターネットと「睡眠時間」「ニアミス経験」について有意な関連を示しているとまとめている。

# <対策>

- ア 保健学習には、小学校段階から心の健康に関する内容が示され、中学校では欲求や ストレスへの対処の仕方に関する内容や心の健康と運動との関連、高等学校では精神 の健康に関する内容があることから、学習指導要領で示された授業時間を確保し系統 的な指導を実践する。
- イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。
- ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。「学校における子供の心のケア ーサインを見逃さないためにー」(平成 26 年3 月 文部科学省)の活用を図る。

# 評価

学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
保健学習の内容は確実に実施されているか。
各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。
「『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」、「『生きる力』を育む中学校保健教育
の手引き」(平成25年3月 平成26年3月 文部科学省)を参考

# (2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

# <現状と課題>

大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者の5割が未成年者及び20歳代の若者であり、 青少年を中心とした薬物乱用が社会的な問題になっている。

さらには、インターネットやスマートフォンの普及から、より容易に薬物を購入でき、 危険ドラッグの乱用が引き起こした事件・事故が発生するなど、児童生徒の身近に薬物 の危険が迫っており、極めて憂慮される状況である。

学校においても、薬物乱用はいつ・どこででも起こり得るという危機感を持って児童 生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に 対して、学校と共通の認識を持って指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校から発達の段階に応じて指導することが重要である。

## <対策>

- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校・中学校・高等学校学習指導要領の教科(体育・保健体育)の中に位置付けられ、体系化が図られている。各段階での 指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。
- イ 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、保護者に参加を促して、年1回以上 開催する。薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校 薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施し、「危 険ドラッグ」の危険性についても必ず触れるようにする。
- ウ 「知識中心型」「脅し型」の教育だけではなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力等の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。
- エ 授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定するなど、家庭や地域社会との 連携を図りながら指導を行う。

評	価
01	111111

/	
	薬物乱用防止教室を、学校保健計画に位置付け、保護者の参加を促し、年1回以上計
	画的に実施できたか。
	専門性を有する外部講師の協力を得て、薬物乱用防止教室が開催できたか。
	「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」(平成22年3月 平成23年1月
	平成24年1月 日本学校保健会)、「薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>」(平成
	20年4月 日本学校保健会)を参考に指導方法を工夫したか。
	学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。
	「危険ドラッグ」の危険性について触れたか。

# (3) 性に関する指導・エイズ教育

# <現状と課題>

性情報の氾濫等、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性に関する問題行動や若年層の性感染症が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

学校における性に関する指導は、人格の完成を目指す「人間教育」の一貫であり、科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が「生命尊重」「人間尊重」「男女平等」の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意志決定や望ましい行動がとれるようにすることが大切である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ることに配慮するなどして、効果的な性に関する指導を学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

#### く 我 侯 >

- ア 児童生徒の実態に応じた性に関する指導・エイズ教育の全体計画、年間指導計画を 作成する。
- イ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領(体育・保健体育)に性に関する指導の内容が、児童生徒の発達の段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健学習の内容を確実に指導する。
- ウ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、集団指導 と個別指導を相互に補完して指導を進める。
- エ 学校における性に関する指導の進め方については、「知識を活用した保健学習ー性に関する指導編ー、一感染症編ー」(平成23年2月 平成24年2月 埼玉県教育委員会)、「学校における性教育実践のための事例集」(平成19年3月 埼玉県教育委員会)、「同第Ⅱ集」(平成21年3月 埼玉県教育委員会)の活用を図る。
- オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

# 

# (4) 歯・口の健康づくり

# <現状と課題>

児童生徒の歯や口の健康状態をみると、むし歯以外にも咀嚼などの口腔機能の未発達や小学校高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの問題が指摘されており、その指導や対策の充実が求められている。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって 家庭での日常の実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康 的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

さらに、CO(要観察歯)・GO(歯周疾患要観察者)の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

◎ 平成26年度 埼玉県学校歯科保健状況調査(さいたま市を含む)

	一人平均DMF歯数	むし歯処置歯率
小学校	0.31本	8 2 . 6 %
中学校	1.05本	76.2%

# <対策>

- ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な 健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の実情や発達の段階・障害等に応じた指導計画を作成する。
- イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷 防止等、児童生徒の多様な課題に即した内容とする。
- ウ 歯・口の健康づくりについては、「学校歯科保健参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」(平成23年3月 文部科学省)を活用する。

# 評 価

- □ 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践はできたか。
- □ CO(要観察歯)・GO(歯周疾患要観察者)の児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。 □ 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

# (5) 望ましい生活習慣づくり

## <現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化が、夜型生活の低年齢化や朝食欠食といった食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの十数年にわたる長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身に付けさせることが必要である。

# <対策>

- ア 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、 学級担任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師などによる個別または集団による保健指導 を実施する。
- **イ** 児童生徒の健康問題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

# 評 価

- □ 定期健康診断などから児童生徒個々の健康状況を把握し、課題解決に向けて保健指導などの対応を行ったか。
- □ 校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った指導ができたか。

学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、 学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒等の健康の保持 増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏ま え、健康診断後の事後措置(疾病等の通知、保健指導、健康相談等)、特に配慮を要する児童 生徒への適切な対応が必要である。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかわる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておくとともに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に行なわれるよう支援体制を整備しておく。

# 2 保健管理

# (1) 心身の管理

# <現状と課題>

児童生徒の健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報の保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

## <対策>

## ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

- 自己の健康状態を理解させ、発育・発達に関心を持たせることのできる健康診断 実施計画を作成する。また、計画の作成については学校医・学校歯科医等と十分に 連携を図る。
- 「学校保健ハンドブック」(平成16年3月 埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会) や「児童生徒等の健康診断マニュアル(改訂版)」(平成18年3月 日本学校保健会) を活用し、職員会議や研修会等で担任を中心に全教職員でかかわる健康診断の意義 や事後措置について共通理解を図る。
- 小・中学校の結核対策については、「学校における結核対策マニュアル(平成24年 3月 文部科学省)」をもとに、適切な対応をする。

# イ 学校感染症の予防

感染症の予防には、感染源対策、感染経路対策、感受性者対策の3要素が重要である。

- 感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察 の徹底、出席停止の措置等を行う。
- 感染経路対策としては、手洗いやうがいの励行、咳エチケット、おう吐物などの 適正な処理、臨時休業措置等が重要である。
- 感受性者対策としては、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いやうがいの励行など個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が 重要である。

さらには日頃より教職員に対する感染症の研修を行い、感染症発生時の役割分担 の確認を行うことが必要である。 ○ 学校において感染症が発生した場合には「学校における感染症発生時の対応 -第2版-」(平成24年12月 埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会)を参考に対応 する。

# ウ 食物アレルギーの対応

学校給食における食物アレルギー対応に関しては、「学校のアレルギー疾患に対する 取り組みガイドライン」(平成20年3月 日本学校保健会)に基づく対応の徹底が必要 不可欠である。

- 学校におけるアレルギー対応の体制整備
- 緊急時の体制整備
- 保護者との連携

# エ 危機管理体制の整備

けがや事故の発生時および、各学校で想定される危機管理事案(結核、麻しん、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など)を例示し、それらが発生(休日、夜間を含む。)した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

# オ 心身の健康問題を抱える児童生徒等への支援体制の工夫

- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、 スクールカウンセラーなどの教職員による校内の支援体制を整備する。
- 健康相談を充実させるために、児童生徒の言動から、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 非常災害時における子供の心身の健康問題に適切な対応をするために「子どもの心のケアのために一震災や事件・事故発生時を中心に一(平成22年7月 文部科学省)」を活用する。

価

	_	·
1		教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
		健康診断の事後措置を実施し、児童生徒等の心身の健康づくりが推進できたか。
		感染症予防対策が取られているか。
		「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応ができているか。
		危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
l		心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。
1	١.	

評

# (2) 学校環境衛生活動の推進

# <現状と課題>

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員(学校医、学校薬剤師を含む)が、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査を実施することと定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録について検査の日から5年間保管することが義務づけられた。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存する必要がある。

# <対策>

# ア 学校環境衛生活動の実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する 事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結 果等を踏まえ、気候や学校行事を考慮し、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定す る。

# イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常点検、臨時検査に分けられる。日常点検は校務分掌等に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時等など適切な時に、主として感覚的にその点検をし、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようにする。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒と一緒に学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

# ウ 教室等の環境

机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「健康的な学習環境を維持管理するために(平成24年1月 文部科学省)」等を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒がいる場合は、保護者と相談・協議し、相互に共通認識を持って、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

#### エ 飲料水の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

# オ [改訂版]学校環境衛生管理マニュアルの活用について

学校環境衛生活動の円滑な実施にあたっては、既に配布している[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル(平成22年3月 文部科学省)を参考とする。

# 日 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。 日 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。 日 揮発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。(化学物質に過敏に反応する児童のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。)

# 3 組織活動

# <現状と課題>

複雑化、多様化している子供の現代的な健康問題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識を持ち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は健康課題をテーマにして学校関係者が研究協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織である。委員会を通して校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関と連携し活性化を図る。さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが効果的であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

埼玉県は 小・中・高等学校とも学校保健委員会は100%設置されているが、その取組の質的な向上が課題である。(「平成26年度学校健康教育実践状況調査」より)

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけではなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取り組みを進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。 (平成20年1月17日 中央教育審議会答申)

#### <対策>

- ア 保健主事を中心に養護教諭・保健部員の協力のもとに学校保健計画に基づき、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- **イ** 事前にアンケート調査等から学校の実態を把握し「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒等保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの 立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

рт іш
学校の実態にあったテーマとなっているか。
計画に基づき共通理解をして実施しているか。
学校保健委員会の事後に課題解決のために具体的に活動できたか。
委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者に啓発したか。
「保健主事のための実務ハンドブック(平成22年3月 文部科学省)を活用しているか。